

2013年3月25日  
連 合 大 阪  
事務局長 多賀雅彦

## 大阪市「労使関係に関する職員アンケート調査」問題に対する 大阪府労働委員会命令についての事務局長談話

2012年2月9日、大阪市・橋下市長が業務命令として大阪市全職員に対して行った「労使関係に関する職員アンケート調査」について大阪府労働委員会は2013年3月25日、当該行為を労組法第7条3項(支配介入)に該当する不当労働行為と認めたとうえで、大阪市に対して、『今後、このような行為をくりかえさないようにいたします』旨の文書を申立人に対して手交しなければならない』とする命令を出した。

この「アンケート問題」に対して連合大阪は、2012年2月14日の第4回執行委員会で「大阪市労連問題に対する連合大阪の見解」を確認するとともに、2012 連合大阪春季生活闘争総決起集会(2012/3/2)では「大阪市の労働組合に対する不当な介入・不当労働行為の即刻停止を求める特別決議」を採択するなどその問題点をひろく訴えてきた。

また連合本部も「大阪市による市職員に対するアンケート調査の即刻撤回を求める」事務局長談話を発出するなど、全国の課題としてアピールをしてきた。

「健全な労使関係」は安定的な社会を築く上での社会的インフラであり、大阪市においてそれが無いがしろにされれば、結果的に、市民への安心、安全かつ良質なサービスの低下につながっていくことを大阪市は改めて自覚すべきである。また橋下市長は、憲法をはじめ法を守るべき立場にある行政の長として、改めて健全な労使関係の構築に努力すべきである。

以 上